

政治經濟講演會講演集

第九十四輯

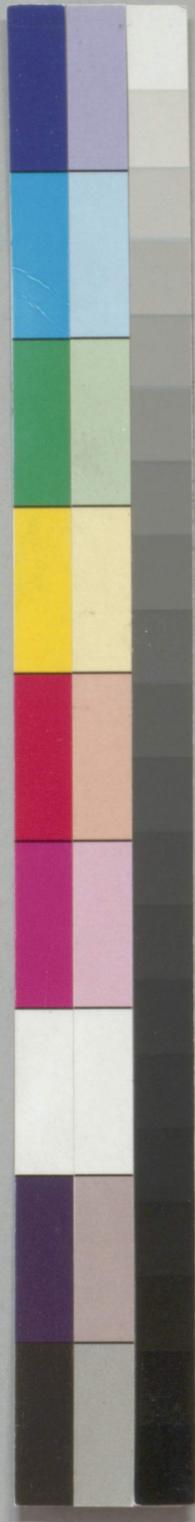
昭和十三年十一月

國家と經濟

伯林 一九三八年

國政研究會

群馬県立図書館
文庫



7201

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008 番

十三年十一月二十号

フーベの書 「家と経済」

伯林・エペート・ウルト・リニテ者
一九三八年

Ernst Rudolf Huber; Staat und Wirtschaft.
Berlin 1938.

A
國家と經濟
との關係の
歴史的諸
形態

エルンスト・トッファー著

國家と經濟

國家と經濟との關係は、今日の意味での國家
なり、經濟なりが發生した時にははじめて起るも
のじあることは云々迄もなほ、
關係は中世が終つて近世に入つて始めて生
ずるものである。中世の都市經濟が領國經濟に
よつて克服された時に最初に國家と經濟との
結合が起り、
十七世紀及十八世紀の專制國
家の揉った資本主義は此の結合を強化したの

YM原稿用紙

[Faint handwritten notes in German, including "Ernst Toynbee" and "The rise and fall of great powers"]

である。然るに此の結合は十九世紀以後重要
 な義と自由主義とにふつと破壊され今日に及
 んだまのびあるが大義と誓約としてかゝる結
 合を回復しようとする勢力が再び現れた。殊
 に獨逸に於ては此の矢は十々その重要なる課題
 となつたのである。
 余此の點を歴史的發展と見たり。國と家との区
 隔との關係に於て結合の形態と令狀の形態と
 が是へうらる。經濟を國家によつて規定され
 た^体制の一部であると考へ従つて公共的互繫

此の結合は
 國家の結合
 國家の結合
 國家の結合

此の結合は十九世紀以後重要
 な義と自由主義とにふつと破壊され今日に及
 んだまのびあるが大義と誓約としてかゝる結
 合を回復しようとする勢力が再び現れた。殊
 に獨逸に於ては此の矢は十々その重要なる課題
 となつたのである。
 余此の點を歴史的發展と見たり。國と家との区
 隔との關係に於て結合の形態と令狀の形態と
 が是へうらる。經濟を國家によつて規定され
 た^体制の一部であると考へ従つて公共的互繫

國家と經濟の旧き結合

u. 都市經濟

4

近世の初頭の專制主義的領主國家は國家の權力を發揮し國民の福祉をもちたうと云ふ目的から民族のあり中の政治的並に經濟的な力を計画的に統制した。従つて專制國家の立場からは、經濟とは國家によつて指導され、可き領域全体の領域として取扱はれることゝなつた。

此の見解は今まじり、世態の根本的変革をもちたりした。專制主義に先だつて存した思想は勿論自由主義では有れど、個人經濟を著

YM原稿用紙

ordre naturel

重農主義

義及び干渉主義が是れである。

重農主義は十八世紀に佛蘭西に起る思想

であり、重農主義の信條を人間的に指導しよう

とする点に反対して自然的秩序の存在するこ

とを主張するものがある。(ケネー、ル・テュルゾ

ーがその代表者と目される。) 此の思想によれば

は、信條は永久的な自然法則性によつて支配さ

れ、及びこれを考へられる。しかしながら、自然

法則の正しきとして、それより後の起源は土地

であり、農業のみが原始的生産であり、商業及び

YM原稿用紙

重農主義

重農主義の干渉主義が是れである。

重農主義は十八世紀に佛蘭西に起る思想

であり、重農主義の信條を人間的に指導しよう

とする点に反対して自然的秩序の存在するこ

とを主張するものがある。(ケネー、ル・テュルゾ

ーがその代表者と目される。) 此の思想によれば

は、信條は永久的な自然法則性によつて支配さ

れ、及びこれを考へられる。しかしながら、自然

法則の正しきとして、それより後の起源は土地

であり、農業のみが原始的生産であり、商業及び

四喜書
に於て
貸達

潮流の分布種類を分析したる市場に於ける
 赤道海流需要と供給との自働的均衡の法則
 に従ふ。それ故に自由放任のみ物量の増大前
 大分取への均一な了配分をえらうし得る。要
 件、個々主義 (此の極見地あり執られたる所の
 経済政策は所謂マンチスタリ派(コブデン、ガラ
 イ上の主張)たる營業の自由、貿易の自由の二原
 則に立脚する。玉家は経済から牛を引く可き
 である。それは唯安全を確保しあり彼の力を
 維持せしめずるに止る。と云ふ立場より福の

YM原編用紙

此の極見地あり執られたる所の
 経済政策は所謂マンチスタリ派(コブデン、ガラ
 イ上の主張)たる營業の自由、貿易の自由の二原
 則に立脚する。玉家は経済から牛を引く可き
 である。それは唯安全を確保しあり彼の力を
 維持せしめずるに止る。と云ふ立場より福の

Handwritten notes on the right page, including the word "naturhaft" and various vertical columns of text.

Handwritten notes at the top of the right page.

Main handwritten text on the left page, starting with "naturhaft" and discussing social and political concepts.

く、~~事情の種々~~ ~~種々の事情~~ ~~種々の事情~~ 統一体として
 経済の支柱となる場合にのみ成立する。 ~~国~~ 国
 民経済は個々の経済の総和ではなくして統一
 の集合体である。反之、社会経済は個々の経済
 の単なる総和にすぎない。 ~~社会~~ 社会しかも個別経
 済を法が作りこみ、 ~~社会~~ 社会はひとりの民族一其
 間に相属し、 ~~社会~~ 社会はひとりの共通の市
 場を持つてあり、 ~~社会~~ 社会はひとりの意味に於
 て十九世紀の早業は ~~社会~~ 社会経済の ~~早業~~ 早業であ
 り、自由に放任された ~~諸~~ 諸の力による ~~国~~ 国解左

YM原編用紙

二、 ~~事情の種々~~ ~~種々の事情~~ ~~種々の事情~~ 統一体として
 経済の支柱となる場合にのみ成立する。 ~~国~~ 国
 民経済は個々の経済の総和ではなくして統一
 の集合体である。反之、社会経済は個々の経済
 の単なる総和にすぎない。 ~~社会~~ 社会しかも個別経
 済を法が作りこみ、 ~~社会~~ 社会はひとりの民族一其
 間に相属し、 ~~社会~~ 社会はひとりの意味に於
 て十九世紀の早業は ~~社会~~ 社会経済の ~~早業~~ 早業であ
 り、自由に放任された ~~諸~~ 諸の力による ~~国~~ 国解左

1. 資本主義の発展は、生産手段の社会化を必要とする。この社会化は、資本主義の発展の必然の結果として生ずるものである。資本主義の発展は、生産手段の社会化を必要とする。この社会化は、資本主義の発展の必然の結果として生ずるものである。

四、学利
経済

くと並立して個々の企業が学業をたす社会経済には到達してゐるが、未だその経済には到達してゐない。この意味で自由主義的を社会経済は同時に学利経済である。何故か。此の種の経済は、資本主義的を企業家の物質的学利の観念からである。しかし物質的学利によつて行はれたる経済の自己調整は民族の内部的統一を破壊するものである。A 何故個人の利益は常に相互に背馳するに可きものである。

Handwritten notes on the right page, including the word '干渉主義' (Interventionism) and 'ビスマルク' (Bismarck).

ビスマルクの
国家社会
主義

(三) 大
義後
信政策

Main handwritten text on the left page, discussing social policy and the role of the state.

Ausrichtung
Ordnung
überwachung

國家的統制指導は経済的自治統制に對して民
 族的生治原則と民族共同体的責任とに對して
 法が付け了結果をもちてある。かゝる國家的統制
 導は一面的に云へば経済の原則的の調整と
 統制と監視より成る。而して特定の領域に於
 このみ、経済的自由を脱却して経済法部を國家
 統制に委ねると二つの、國家経済の形を
 とる。かくて狭く社会主義は原則的には國家
 統制の下に於て経済の自治を認め、特定の場合
 に於てのみ直接の経済指導を國家の手中に收

YM 原稿用紙

経済的
自治の
原則

國家的統制指導は経済的自治統制に對して民
 族的生治原則と民族共同体的責任とに對して
 法が付け了結果をもちてある。かゝる國家的統制
 導は一面的に云へば経済の原則的の調整と
 統制と監視より成る。而して特定の領域に於
 このみ、経済的自由を脱却して経済法部を國家
 統制に委ねると二つの、國家経済の形を
 とる。かくて狭く社会主義は原則的には國家
 統制の下に於て経済の自治を認め、特定の場合
 に於てのみ直接の経済指導を國家の手中に收

Handwritten notes on page 31, discussing economic and labor concepts. The text is written vertically in Japanese.

労働制

労働制

Main handwritten notes on page 30, continuing the discussion on labor systems and economic structures. The text is written vertically in Japanese.

YM原編用紙

1. 労働者同士の交渉は、労働者の利益を代表する労働組合を通じて行われなければならない。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

労働者
 労働組合

一、労働者
 としての労働者

労働者同士の交渉は、労働者の利益を代表する労働組合を通じて行われなければならない。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。労働組合は、労働者の利益を代表し、労働者の権利を擁護し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

YM原稿用紙

の~~継~~車田車と格なり、法律に改訂した
 会的な名義) 之と共に常務は義務であると同
 様に権利がある。すべしこの常務能力のある
 個人は月日之を氏族の長に就いて義務を有
 すると共に、すべしこの個人はその力を行使し
 その生計と維持する(二)とを共同體から要求す
 る権利を有する。かりに常務は共同體の
 命令の基に所起にかうである。自由主義の國
 家にはこれ無常取の自由が常務の
 体制を規定する基となる制度であるが、社会主

YM原論用紙

二
 共同體
 共同體
 共同體

共同體の命令の基に所起にかうである。自由主義の國
 家にはこれ無常取の自由が常務の
 体制を規定する基となる制度であるが、社会主

二 経済
共同体
(共同経済
組織)

義國家に於ては労働と之に与つて生ずる資本
 的利潤に鑑み、賃金の給付が専ら玉の賃金である。
 労働の共同性より経済の共同性が生ずる。
 (共同経済組織)
 経済の共同性は、経済的経済に於て共同の任
 務の及ぶ労働の第一単位として結合される
 人同を包括するものである。(一九三四年の法令)
 此の法令には企業家も経済の指導者となり労働
 者の及ぶ従業員は、指導者と共に共同して経
 済の目的の及ぶに、又は種と國家との共同の利益
 の及ぶに働くものとなる。(指導者)

YM原稿用紙

経済の共同性... (Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side)

此の場合、ナナス経営組織 (NSBO) の長官及び
 の組織の同意を経た後、^{*} 参議院の
 井を諮問して最後の決定を乞ふべきである。
 之によつて生ずる責任は、^{に日} 総長が単独に
 負ふべきである。

此の場合、ナナス経営組織 (NSBO) の長官及び
 の組織の同意を経た後、^{*} 参議院の
 井を諮問して最後の決定を乞ふべきである。
 之によつて生ずる責任は、^{に日} 総長が単独に
 負ふべきである。

(NSBO)
 長官
 参議院

Vertrauensmänner

又
 の名義

此の場合、ナナス経営組織 (NSBO) の長官及び
 の組織の同意を経た後、^{*} 参議院の
 井を諮問して最後の決定を乞ふべきである。
 之によつて生ずる責任は、^{に日} 総長が単独に
 負ふべきである。

従来、経営協議会組織はナナスの共同経営
 組織と見られ、共同組織とはよくして、従業員の企
 業家に対する組織であり、従って経営に於ける
 階級の対等の法的表現である。之に對
 し、共同経営は企業家と従業員をひとりの単位

YM原稿用紙

此として、打つて一九とある七のどある。体面
 けだし、共同経済組織は協議会組織のあり下、従来の
 の口すべこの組織と全く異なる。根本的に新た反
 上のを示してある。印取方々は此の
 組織は、現代に於ては如何に発生した。即ち共同
 の拘束を伴ふ基本的責任、即ち常務の名義の上
 に打つたところからある。常務
 常務の名義は、~~協~~協定者たるは、~~協~~協定者たること
 を同じく、経済に從事する下、このあり行る
 の規準をなすものである。之によつてすべし

YM原稿用紙

20/10/1944

International

此の組織は、一九とある七のどある。体面
 けだし、共同経済組織は協議会組織のあり下、従来の
 の口すべこの組織と全く異なる。根本的に新た反
 上のを示してある。印取方々は此の
 組織は、現代に於ては如何に発生した。即ち共同
 の拘束を伴ふ基本的責任、即ち常務の名義の上
 に打つたところからある。常務
 常務の名義は、~~協~~協定者たるは、~~協~~協定者たること
 を同じく、経済に從事する下、このあり行る
 の規準をなすものである。之によつてすべし

日経
体利

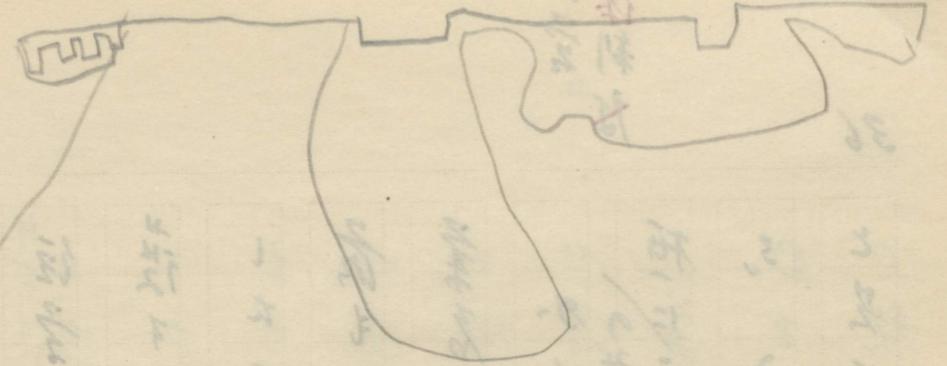
の経営に依るものは全任の福祉を維持し
 経営に奉仕し、労働の平和を保ち労働力を保
 護する義務を課せられた。労働の名譽を毀損
 したるものは名譽裁判に附せられて、罰せられ
 最も甚しき場合は労働者はその職場を離れ、企
 業者はその損害を看したる能力を禱用奪はれたる。
 かくて企業日とは従来より如く私法的な根
 柢に立つたものではなからず、^{向時に}公法的な組合^{根柢}と反
 3. と共に公法的な組合の種別とある。
 と共に公法的な組合の種別とある。

YM原編用紙

の経営に依るものは全任の福祉を維持し
 経営に奉仕し、労働の平和を保ち労働力を保
 護する義務を課せられた。労働の名譽を毀損
 したるものは名譽裁判に附せられて、罰せられ
 最も甚しき場合は労働者はその職場を離れ、企
 業者はその損害を看したる能力を禱用奪はれたる。
 かくて企業日とは従来より如く私法的な根
 柢に立つたものではなからず、^{向時に}公法的な組合^{根柢}と反
 3. と共に公法的な組合の種別とある。
 と共に公法的な組合の種別とある。

共同経済組織は公法的な共同組合である
 が故に法律の定むる限界内で、それ自身の^{法令}制限
 度と作り上げたことを評したところである。之と共に
 には組合を^{公法上の責任}を負う者には公法上の責任
 性を課せられたところである。但し一方に於て^{事務的}事務的
 責任者^{事務的責任}に於ては、定められたる債権の利益及び
 規律を遵守し、他方^{債権者}に於ては債権利益を^{債権者}債権者
 債と社会的義務とに相應とし、可き義務を
 負ふことである。

事務者が此の義務に違反したる時は



共同経済組織は公法的な共同組合である
 が故に法律の定むる限界内で、それ自身の^{法令}制限
 度と作り上げたことを評したところである。之と共に
 には組合を^{公法上の責任}を負う者には公法上の責任
 性を課せられたところである。但し一方に於て^{事務的}事務的
 責任者^{事務的責任}に於ては、定められたる債権の利益及び
 規律を遵守し、他方^{債権者}に於ては債権利益を^{債権者}債権者
 債と社会的義務とに相應とし、可き義務を
 負ふことである。

三、獨立
労働

經濟共同組織の上に、獨立の労働者の生活と
 統括を以てし、統一の利益ととし、獨立の労働者
 線と無事地全編する組織がある。その目的
 は労働者に従事者、指導者、俸給者及び
 企業家を民族の統一体の中に組み入るゝ獨立
 社会主義の基礎を作り上げた上に在る。(一九
 三三年の法會) 之には獨立の経済の各部門が
 第一の要り、その最高機関は獨立の労働者連
 帯會議會である。全國經濟協議會と全國勞
 働協議會より成る經濟協同機關と労働協同機

3. 一九三三年^{三月}の法令によれば、その法的地位
 は十午不党に結合せられたる団体として定
 められる。之（しかして）に委任せられたる民法上の
 法律を介して公法的な民族編制（民族編制）の一端とな
 りておられる。その自己法的な組織の法人と
 しての位置と解せられる。その十
 が従来の常務組合の組織と異なる点は何ら階
 級の利益を代表しておられる。これは、
 果ては、常務組合の組織は、何ら階級の
 統一性を保ちようとする。階級の結合は

YM原稿用紙

四月
 五月
 六月
 七月

四月
 五月
 六月
 七月
 八月
 九月
 十月
 十一月
 十二月

日
第
第
第
第
第

独立の労働教育は一方に於て、労働者階級に於
 ける教育の意志を喚起し、その教育的任務と
 と持たせようとする。他方には、労働者の指導と
教育の指導者としての労働者の正當なる要求を認
 識し、その指導者としての労働者の状態と能力
 をとらえ、労働者の指導と教育の二つによつて
 労働者の平和を確保するといふ任務を持つて居
 る。この二つは、労働者の指導と教育の二つに於
 ける指導者の多岐多岐の格別を調停する二つを努
 めなければならない。二つの二つが互に互に
 労働者の指導と教育の二つに於ける指導者の多岐多岐の格別を調停する二つを努
 めなければならない。二つの二つが互に互に

YM原編用紙

労働者の指導と教育の二つに於ける指導者の多岐多岐の格別を調停する二つを努
 めなければならない。二つの二つが互に互に
 労働者の指導と教育の二つに於ける指導者の多岐多岐の格別を調停する二つを努
 めなければならない。二つの二つが互に互に

YM原編用紙

企業
体制

43

労働体制と並んで個々の企業に
 社会主義的民権保障に作りか
 したるの企業
 体制が在る。此の体制は
 労働者
 株主
 経営者
 の三
 方面に於て示

YM原稿用紙

10x20(B)

企業
体制

労働者
 株主
 経営者
 の三
 方面に於て示

10x20(B)

世
の
行
動

Handwritten notes on the right page, including a large diagram with a circle and arrows, and vertical text columns.

所有権
(財産)

民族によつて
結核東七
跡産
44

Main handwritten text on the left page, organized in vertical columns, discussing social and economic concepts.

YM原編用紙

財産といふ概念は自由主義の立場から其の財
 産概念の意味を模(ち)は(か)の(か)ら(か)い(か)る(か)私
 有財産とは所有が個人(個人)が(か)その(か)相続(か)し(か)又(か)は(か)所
 得(か)した(か)財(か)産(か)を(か)恣(か)意的(か)に(か)与(か)う(か)善(か)遍(か)的(か)な(か)政治(か)的(か)
 方(か)利(か)私(か)利(か)と(か)考(か)慮(か)さ(か)ず(か)に(か)自(か)由(か)に(か)命(か)令(か)し(か)得(か)る(か)こと(か)を
 主(か)として(か)ある(か)此(か)の(か)標(か)を(か)意味(か)で(か)拘(か)束(か)の(か)ない(か)責任
 と(か)伴(か)は(か)ない(か)私(か)有(か)財(か)産(か)は(か)独(か)り(か)社会(か)主義(か)の(か)拒(か)否(か)す
 る(か)事(か)である(か)独(か)り(か)社会(か)主義(か)の(か)立場(か)から(か)は(か)財(か)産
 は(か)す(か)べ(か)て(か)共同(か)財(か)であり(か)従(か)つ(か)て(か)自(か)己(か)の(か)所有(か)者(か)は
 その(か)財(か)産(か)と(か)民(か)族(か)の(か)福(か)祉(か)に(か)対(か)する(か)責任(か)を(か)以

YM原稿用紙

(註文)
1. 2. 3.

此の(か)財(か)産(か)と(か)自(か)由(か)主義(か)の(か)立場(か)から(か)は(か)財(か)産
 は(か)す(か)べ(か)て(か)共同(か)財(か)であり(か)従(か)つ(か)て(か)自(か)己(か)の(か)所有(か)者(か)は
 その(か)財(か)産(か)と(か)民(か)族(か)の(か)福(か)祉(か)に(か)対(か)する(か)責任(か)を(か)以

此の(か)財(か)産(か)と(か)自(か)由(か)主義(か)の(か)立場(か)から(か)は(か)財(か)産

Y.M.原稿用紙

日本市者
近畿岩場

之、民族に均霑せられたる財產は公法の非政治的
 責任を伴ひ、又此の限りは税と権利を与へられ
 たり、財產はあり、此の義務が移りされたるは
 今には日没收せられたるなりぬとのびある、
 此の種々の種族の階級の概念は土地耕作所有
 者に於て最もよく示すところである(一九三三年の法
 令) 近畿岩場は、これは私有財産に属する、岩場

YM原稿用紙

此の種々の種族の階級の概念は土地耕作所有
 者に於て最もよく示すところである(一九三三年の法
 令) 近畿岩場は、これは私有財産に属する、岩場

自由主義

自由主義は、個人の権利を尊重し、国家の干渉を排斥するものである。自由主義者は、個人の自由を最大の価値とし、国家の権力を制限しようとする。自由主義者は、個人の権利を尊重し、国家の干渉を排斥するものである。自由主義者は、個人の自由を最大の価値とし、国家の権力を制限しようとする。

ニカルテル制

カルテル制は、競争を制限し、価格を固定させるものである。カルテル制は、競争を制限し、価格を固定させるものである。カルテル制は、競争を制限し、価格を固定させるものである。カルテル制は、競争を制限し、価格を固定させるものである。

メ
その
仕
教
す

此の間に競争を制限し、
 価格の低下を防止す。是にカルテルが法律
 によつて禁止せられたる。カルテルは競争を
 制限するに在りて、競争を促進するに在り
 たる。カルテルは競争を制限するに在りて、
 競争を促進するに在りたる。カルテルは競争
 を制限するに在りて、競争を促進するに在
 りたる。カルテルは競争を制限するに在り
 て、競争を促進するに在りたる。カルテルは
 競争を制限するに在りて、競争を促進する
 に在りたる。カルテルは競争を制限するに
 在りて、競争を促進するに在りたる。カル
 テルは競争を制限するに在りて、競争を促
 進するに在りたる。カルテルは競争を制限
 するに在りて、競争を促進するに在りたる。
 カルテルは競争を制限するに在りて、競争
 を促進するに在りたる。カルテルは競争を
 制限するに在りて、競争を促進するに在り
 たる。カルテルは競争を制限するに在りて、
 競争を促進するに在りたる。カルテルは競
 争を制限するに在りて、競争を促進するに
 在りたる。カルテルは競争を制限するに在
 りて、競争を促進するに在りたる。カルテ
 ルは競争を制限するに在りて、競争を促進
 するに在りたる。カルテルは競争を制限す
 るに在りて、競争を促進するに在りたる。

YM原稿用紙

競争を促進するに在りたる。カルテルは競
 争を制限するに在りて、競争を促進するに
 在りたる。カルテルは競争を制限するに在
 りて、競争を促進するに在りたる。カルテ
 ルは競争を制限するに在りて、競争を促進
 するに在りたる。カルテルは競争を制限す
 るに在りて、競争を促進するに在りたる。

YM原稿用紙

正業及
法令
市
法
合

49

事振業の救済及重要諸事期重なる事となり、不
 意の監視と指導を要するに至つた。十ヶ二回
 案は（一九三三年七月法令）独り経済大臣に対し、一
 方に対しは経済に有害なカルテルを解散し、他方
 に適当な経済領域部門に対しは強制力カルテル
 を組織し許せしむる権限を与へた。

此の結果として力
 られるは各家の指導の下に、力しかも自治の所
 在に於て生産と改善とを互いの福祉の爲に、又信
 用共同体の爲に統制し可きものと定めらるゝ。

併し、^{強制力カルテルの}中力協会は、各家の干渉が、^{経済的}

YM原稿用紙

10x20(E)

2.10.10

此の法律は、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第1項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第2項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第3項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第4項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第5項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第6項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第7項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第8項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第9項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第10項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第11項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第12項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第13項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第14項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第15項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第16項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第17項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第18項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第19項に於て、^{（例）}

大日本帝国憲法第111条第20項に於て、^{（例）}

10x50(F)

Handwritten notes at the top of the right page, including the number '42' and some illegible characters.

Main handwritten text on the right page, written vertically in columns. It appears to be a continuation of the text on the left page, discussing economic concepts like '利益' (profit) and '競争' (competition).

Main handwritten text on the left page, written vertically in columns. It discusses '利益' (profit) and '競争' (competition), with some corrections and annotations.

三、身分制

故る。此の命令には、生産及び改良を统一的
 に統制するに必要の組織的基礎が存し
 たるありである。農民としての身分が破
 定されたるからである。
 身分的構造は、^成神の社会主義の全体の体制を
 身が形づく主要な部分である。 備しをかう
 不、了身分制の破綻は、~~其の~~ 当国に
 ある。 何れをいへば、古い^旧 信條^{信條}の力が
 二の際に、新なる組織の背後に於て在る
 後があること、^い 身分の概念が未だ一義的に破

YM原編用紙

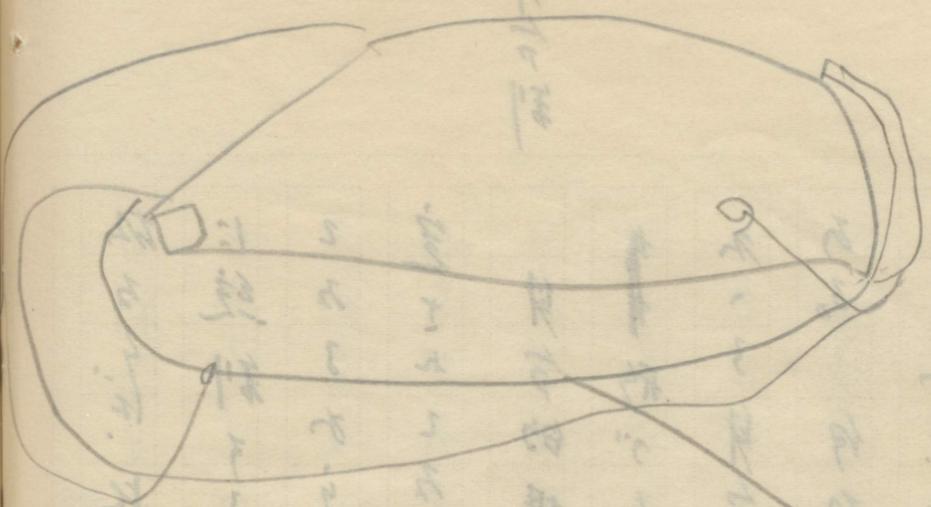
此の命令には、生産及び改良を统一的
 に統制するに必要の組織的基礎が存し
 たるありである。農民としての身分が破
 定されたるからである。
 身分的構造は、^成神の社会主義の全体の体制を
 身が形づく主要な部分である。 備しをかう
 不、了身分制の破綻は、~~其の~~ 当国に
 ある。 何れをいへば、古い^旧 信條^{信條}の力が
 二の際に、新なる組織の背後に於て在る
 後があること、^い 身分の概念が未だ一義的に破

YM原編用紙

定されたるものこと (三) 階級が著しく交錯し
 たる ^{後報} 階級が経済生活と身分による区別
 本ること、困難なことが障碍となつたからである。
 現代に於ける身分とは昔よりも身分の如く階
 級によるのではなく、^{共同の任務遂行の爲に} 意識的に組織
 された結合であり得るもの。 ^{文化} 政治的、^{宗教的} 宗教的
 その由任務を遂行するに從つて、
 及び経済的の身分が分けられたることとなる。そ
 の中社会主義的の経済体制を神とする上は問題と
 する経済的の身分は ^は 階級現在では二つの

(後報)

身分の
種類



1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

B 給養者
として
身分

基本的な場合として身分より構成された。

一九三三年九月及十二月の法令の定むる「食糧生産者」
給養者として身分より本業一九三四年二月
及十一月の法令による工業生産者として身分あり
3. 前者は労働者、労働組合、労働物の名目
販売者、加工業者、精製業者を合す。後者は工業、
手工業、商業、銀行、保険及び電力供給業に従
事する、身分あり。

食糧生産者(組合)
給養者(身分)は公法上の法人であり給養の
任命より労働者等によること認められた。

食糧生産者(組合)
給養者(身分)は公法上の法人であり給養の
任命より労働者等によること認められた。

食糧生産者(組合)
給養者(身分)は公法上の法人であり給養の
任命より労働者等によること認められた。

食糧生産者(組合)
給養者(身分)は公法上の法人であり給養の
任命より労働者等によること認められた。

食糧生産者(組合)
給養者(身分)は公法上の法人であり給養の
任命より労働者等によること認められた。

Handwritten notes at the top of page 53.

Main handwritten text on page 53, including a date '1933.11.10' and various illegible characters.

Main handwritten text on page 54, starting with '非独自' and discussing international relations and national interests.

YM原稿用紙

Verlin

工業生
経団

監督に服する。それは既に國家はその政策的目
 的を産業界方面に對して遂行し之を獨り行政
 的の用度体中に入れし能力を持つて
 ありしのである。
 若しこれも亦終つた部門に於て居る。(即し
 二各部門又は之に於て下位の部門は夫々の法
 律的能力のあり組合としてこの地位を持つ。
 個々の業部門とその區別とは經濟上程の
 規定するところである。
 企業者は強制的に何れかの部門に於せしめ

YM原稿用紙

工業生
 経団

監督に服する。それは既に國家はその政策的目
 的を産業界方面に對して遂行し之を獨り行政
 的の用度体中に入れし能力を持つて
 ありしのである。
 若しこれも亦終つた部門に於て居る。(即し
 二各部門又は之に於て下位の部門は夫々の法
 律的能力のあり組合としてこの地位を持つ。
 個々の業部門とその區別とは經濟上程の
 規定するところである。
 企業者は強制的に何れかの部門に於せしめ

(1) Die ...
 ...
 ...
 ...
 ...

田、月、日

Gruppe

事業遂行に關するに同意を必要とし、
 各部門は指揮者を持つ、経済大臣は上位の部
 門の指揮者によつて任ぜらる。指揮者は十
 二名迄の原則に於て、用員を指導し、その指
 定した事項は各部門の目的又は経済団の決
 定議決事項に従ひその内容を拘束し、場合によ
 りは四割以上によつて強おされる。
 経済団の首班は全團評議會にある。かし
 かし任命及び監督は経済大臣が全組織に
 對して行使するものであり、之により國家の意

第一、國家の利益を以てして、
 第二、國家の利益を以てして、
 第三、國家の利益を以てして、
 第四、國家の利益を以てして、
 第五、國家の利益を以てして、
 第六、國家の利益を以てして、
 第七、國家の利益を以てして、
 第八、國家の利益を以てして、
 第九、國家の利益を以てして、
 第十、國家の利益を以てして、

第一、國家の利益を以てして、
 第二、國家の利益を以てして、
 第三、國家の利益を以てして、
 第四、國家の利益を以てして、
 第五、國家の利益を以てして、
 第六、國家の利益を以てして、
 第七、國家の利益を以てして、
 第八、國家の利益を以てして、
 第九、國家の利益を以てして、
 第十、國家の利益を以てして、

1. 日本は、戦前の自由貿易政策から、戦時中の統制政策へと大きく転換した。この転換は、戦時体制の確立と、戦後体制の確立という二つの大きな転換点がある。戦時体制の確立は、戦時統制法による統制の強化と、戦時配給法による物資の配給の統制によるものである。戦後体制の確立は、戦後復興法による復興の促進と、戦後労働法による労働の統制によるものである。

戦時体制の確立
 戦後体制の確立

現実の経済体制とされたのである。戦時体制の確立は、戦時統制法による統制の強化と、戦時配給法による物資の配給の統制によるものである。戦後体制の確立は、戦後復興法による復興の促進と、戦後労働法による労働の統制によるものである。

戦時体制の確立
 戦後体制の確立

YM原稿用紙

4. 労働の
保護

1. 労働者の健康及び安全の保護
 2. 労働者の生活の保護
 3. 労働者の教育及び訓練の促進
 4. 労働者の福利の増進
 5. 労働者の権利の保障
 6. 労働者の参加の促進
 7. 労働者の代表の保障
 8. 労働者の交渉力の増進
 9. 労働者の紛争の解決
 10. 労働者の就業の安定

労働の
保護

生産の
拡張

労働条件の
設定 64

労働保護と労働力の創設

労働者の健康及び安全の保護は、労働力の創設に
 必要である。労働者の生活の保護は、労働力の
 維持に必要である。労働者の教育及び訓練の
 促進は、労働力の質的向上に必要である。労働
 者の福利の増進は、労働力の量的増進に必要
 である。労働者の権利の保障は、労働力の
 組織化に必要である。労働者の参加の促進は、
 労働力の活性化に必要である。労働者の代表の
 保障は、労働力の交渉力の増進に必要である。
 労働者の交渉力の増進は、労働力の紛争の解決
 に必要である。労働者の就業の安定は、労働力
 の確保に必要である。

YM原稿用紙

二労働
の条件
に
関

新に事業を計画し、失業を未然に防むに於て
の事業又は地域に於て労働者の使用を制限し、
或は家長の就職に優先権を認め、労働力の欠乏
を是れ地方に逐刺労働力を移動せしめ、又は不
適当な職場にあり労働力を適当な職場に移す
等の政策及びはしむる。

不景気は労働条件を社会的、経済的要求に適合
せしめねばならぬ。此の目的から労働時
は一九三四年七月の法令により一時間制が
定められてゐる。

(備し労働者
を
労働者
に
対し
て)

労働受託者

YM原編用紙

[Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.]

Handwritten Japanese text in vertical columns on the right page of the notebook. The text appears to be a continuation of the notes on the left page, discussing legal or financial matters related to the 'Trust Agreement' mentioned in the header.

本協定の
用紙

凡公債

此協定の
指導

Handwritten Japanese text in vertical columns on the left page of the notebook. The text discusses the 'Trust Agreement' (信託協定) and its legal implications, mentioning 'Trust Agreement' (信託協定), 'Trustee' (信託人), and 'Beneficiary' (受益人). It also touches upon the 'Trust Agreement' (信託協定) and its 'Legal Effect' (法的拘束力).

YM原編用紙

本位信
用制度
及公債

日本は、戦後、高度成長を遂げ、経済大国として
その地位を確立した。この成長の背景には、政府の
積極的な政策と、国民の努力が挙げられる。特に、
高度成長期には、政府が主導して行われた産業政策
が、経済の発展に大きく貢献した。また、教育の普及
や、技術革新の促進も、成長の重要な要因であった。
しかし、高度成長の一方で、公害問題や格差拡大など
の課題も生じた。政府は、環境対策や社会政策を
推進し、持続可能な成長を目指している。

一、本位信
用制度
及公債

日本は、戦後、高度成長を遂げ、経済大国として
その地位を確立した。この成長の背景には、政府の
積極的な政策と、国民の努力が挙げられる。特に、
高度成長期には、政府が主導して行われた産業政策
が、経済の発展に大きく貢献した。また、教育の普及
や、技術革新の促進も、成長の重要な要因であった。
しかし、高度成長の一方で、公害問題や格差拡大など
の課題も生じた。政府は、環境対策や社会政策を
推進し、持続可能な成長を目指している。

YM原稿用紙

興業の発展は先づ必要であるが、
そのためには、
（一）資本の供給、
（二）技術の進歩、
（三）労働力の増進、
（四）市場の拡大、
（五）交通の便化、
（六）情報の流通、
（七）法律の整備、
（八）行政の刷新、
（九）教育の普及、
（十）衛生の増進、
（十一）治安の維持、
（十二）外交の発展、
（十三）国防の強化、
（十四）文化の振興、
（十五）スポーツの普及、
（十六）芸術の発展、
（十七）科学の進歩、
（十八）環境の整備、
（十九）防災の体制、
（二十）福祉の増進、
（二十一）高齢者のケア、
（二十二）障害者の支援、
（二十三）貧困対策、
（二十四）犯罪対策、
（二十五）テロ対策、
（二十六）サイバーセキュリティ、
（二十七）宇宙開発、
（二十八）人工知能の活用、
（二十九）再生可能エネルギー、
（三十）持続可能な開発。

三、
二、
一、
公債
利率
引度

71

政策がかりはれど、将来は此の政策は主
要な役割を担うべきである。
（更に一九三四年十二月の国債に関する法律に
より）政府は利潤と共同の福祉に資する標に利
用せしめられた。一定の利率を、
国債の現金に充てられ、
邦投資せしめられた。
（その監督には特殊の政府委員が任ずる。）

YM原稿用紙

価格
の定

中々個々の組合員がカルテルより脱退
 することを許し、カルテルの^{決議}を無効
 とするとし、或はその規定及び契約上の権限を
 求める業、準備その力を制限する手段を設
 けようとする。組合員の脱退に際し、又はカルテル
 がアクトカイ知一此訂立する際にその権利を
 裁断するに力を持つる裁判官が存する。併し
 かかる方針による価格の統制は未だ積極的
 政策に過ぎない。

各業の積極的
 価格政策は政府の価格統制

YM原稿用紙

価格
の定

各業の積極的
 価格政策は政府の価格統制

委員会によつて行はれる。委員は常任及び俸給
 と除く^{報酬額及び}あつた価格の監視及び公定を行ふ。
 委員会には各公債信上正當なる價格と報酬額
 とを確保する上必要なる年率と備する一般の
 制限が附与されたり。かゝる年率として、價格
 の引上げ又は~~別~~價格騰貴の禁遏、各公債價格を
 決定する場合に認可義務の履行、價格協定の
 場合に申告又は認可義務の履行を命ずる。
 その指令に反するものは營業停止を命ぜらる
 又は~~罰金~~或は刑に處せらる。

此の公債信上の監視及び公定の執行は、
 委員会の権限に属する。委員会は、
 公債信上の監視及び公定の執行に
 必要なる年率と備する一般の制限
 が附与されたり。かゝる年率として、
 價格の引上げ又は別價格騰貴の禁
 遏、各公債價格を決定する場合に
 認可義務の履行、價格協定の場合に
 申告又は認可義務の履行を命ずる。
 その指令に反するものは營業停止
 を命ぜらる又は或は刑に處せらる。

六強制
シンガカート

公定の相場に引渡し政策を執るべき義務を負ふ。
 此の目的の及ぼす利益は販売を引受けし居るの
 強おカントーンと認めらるるか。又は公設の相場に以
 の任務を遂行せしめる。販賣価格に之と共に
 公けの独占権を執るのじある。
 強利カントーンと認めらるるに於ては強利シン
 ガカートが存するが、これに価格相の監視の指

五市場
公定相場

(強利シンガカート) 公定相場に引渡し政策を執るべき義務を負ふ。
 此の目的の及ぼす利益は販売を引受けし居るの
 強おカントーンと認めらるるか。又は公設の相場に以
 の任務を遂行せしめる。販賣価格に之と共に
 公けの独占権を執るのじある。
 強利カントーンと認めらるるに於ては強利シン
 ガカートが存するが、これに価格相の監視の指

市場組織の主体として、専賣店が存在する。これは國家の直轄であり、所屬大臣の指導の下に一定の商品の販賣を、公の権限である。(ブレンデーの専賣店を除き、五ヶの専賣店を除く。穀類及び飼料其他の農産物の専賣店、乳製品²及び牛脂¹其他の畜産物の専賣店、鶏卵³の専賣店、⁴その他⁵の専賣店)は夫々法律上の能力を附与されてゐる。しかしして一般生産者はその生産物を自由に市場に供給する義務がある。ゆゑに、専賣店の利益を改良する権利を有する。

YM原稿用紙

同書

市場組織の主体として、専賣店が存在する。これは國家の直轄であり、所屬大臣の指導の下に一定の商品の販賣を、公の権限である。(ブレンデーの専賣店を除き、五ヶの専賣店を除く。穀類及び飼料其他の農産物の専賣店、乳製品²及び牛脂¹其他の畜産物の専賣店、鶏卵³の専賣店、⁴その他⁵の専賣店)は夫々法律上の能力を附与されてゐる。しかしして一般生産者はその生産物を自由に市場に供給する義務がある。ゆゑに、専賣店の利益を改良する権利を有する。

一、国家の
特権

統和信託は法而私法信託とあり、可決性あり
 3. 債し私法の特権的性質を破綻せしめ
 る限りは、必ずしも私法は必須ではなく個人
 企業家及びカルテンによる信託法が許され
 得るのである。
 ところで、私法の優位は、信託の鍵鑰が私法の
 中にあり、之によつて統和されしめられ、
 破綻されしめるのである。信託の内部には私
 及び私法の法的存在の上で重要な意味を
 有する命題がある。例へば生活上重要な生

YM原稿用紙

1. 国学の... (faint handwritten text)
 2. ... (faint handwritten text)
 3. ... (faint handwritten text)
 4. ... (faint handwritten text)
 5. ... (faint handwritten text)
 6. ... (faint handwritten text)
 7. ... (faint handwritten text)
 8. ... (faint handwritten text)
 9. ... (faint handwritten text)
 10. ... (faint handwritten text)

出資
の
種類。

の
種類。

株式の発行は、資本の増強を目的として行われ、
 出資者は株式を保有することによって、
 会社の利益に比例した配当を受け、
 また、株式の譲渡を通じて利益を得る。
 株式の種類は、普通株式と優先株式とに分けられ、
 普通株式は、配当の権利を有するが、
 優先株式は、配当の優先権を有する。
 株式の発行は、会社の成長と発展に
 重要な役割を果たす。

二口より社
会主義
と口より
資本主義

産物（石炭、鉄石、電気）及び結合の種類（配当、交
 通、通信）の如きは、結合の経済的効果の上で決定
 的の意味を有する。それ故に、此の場合には、子
 会社が自ら経済の主権を行使し、
 子会社の利益を確保する。是
 れの小部分の主要な分野に於て、
 子会社がその利益を確保し、
 子会社が直接に経済活動を行い、
 場合によっては、
 の所無即ち、
 子会社社会主義と資本主義の形
 態が存在する。子会社社会主義は、
 子会社が市場の自由競争に参加して、
 経済的方法で市場の自由競争に参加して

YM原稿用紙

三〇五
社会主義
83

与へられぬ経済的可能性を露北有利に利用し
 下にとする。反之、社会主義に於ては、国家
 は政策的に地方経済生活に関与し、その特権に
 基いて独占を許さず、自由主義経済の原則を擁
 護する。これ故に、国家資本主義は、利益分配によ
 つて優さず、国家の利益に心を投さうとするし
 のであるが、反之、国家社会主義は、政治的必然性
 によつて優さず、共同の利益を目的とする。
 勿論、国家が私法的形態に於て競争によつ
 て経済的地位を握らうとする。

YM原稿用紙

社会主義
84

社会主義は、国家の利益に心を投さうとする。勿
 論、国家が私法的形態に於て競争によつて経済の
 地位を握らうとする。

新編
新編
新編
新編

日本は、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

此の必要は既にビスマルクの国家社会主義の
場合にも認められてゐるのである。他二幕を
と有する政治的統一にまじりて、塔塔セしめられた
ビスマルクは中心的な経済の領域に於て国家
の高取を支配しなげればならぬ。 (それ
故に、是程美々の塔塔、郵便及通信事業、鉄道
に對する、国家の特取を樹立し、国家の特取を毎
任する、公共施設が作らる。之に次いで、更
に特定の原料に對しては、国家の常備軍、常備軍
にのみ之を採掘する権利を、常備軍に留保される。

YM原稿用紙

6
 甲高家
 経済の範囲

だるにヴァイマル^{聯邦}政府は自由主義資本主義的の
 道をたどつたのである。即ち、高家は此の場
 合には、多額の個人企業に資本的に参加し
 たのである。反之、現代の個人企業はたゞ自由
 主義の資本主義主義の様相を呈せ、高家の高家が
 少額のみに主たる経済の領域に、資本権をもち
 たるのである。國家権力は、高家の出資する
 少額の巨額部門に於て、絶對的を決定する支配
 力を有するに至りてからである。

高家の打合せ

現在に於ては、ビスマルク時代の^{領域}
 権力分布

YM原稿用紙

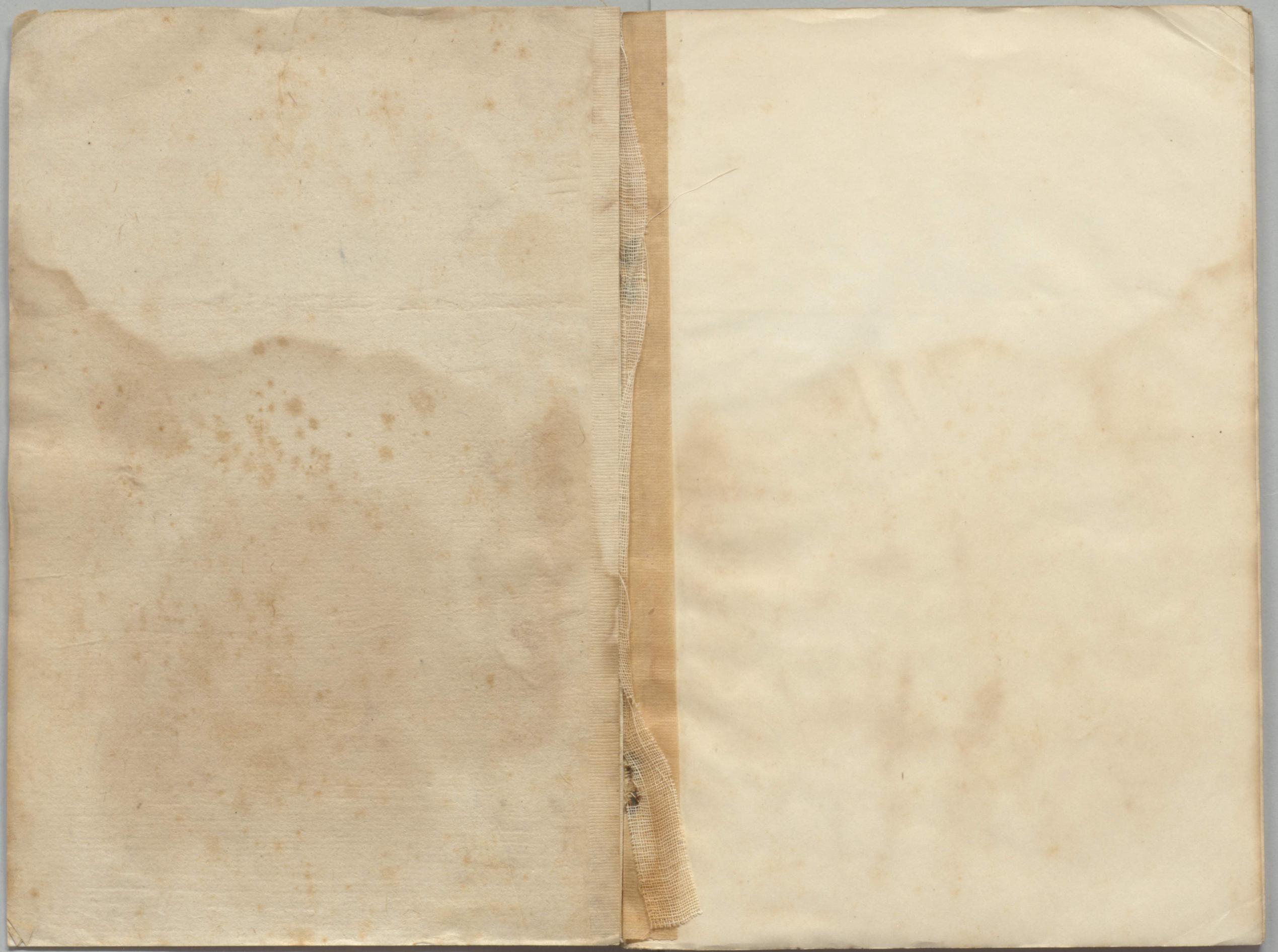
高家の打合せは、自由主義資本主義的の
 道をたどつたのである。即ち、高家は此の場
 合には、多額の個人企業に資本的に参加し
 たのである。反之、現代の個人企業はたゞ自由
 主義の資本主義主義の様相を呈せ、高家の高家が
 少額のみに主たる経済の領域に、資本権をもち
 たるのである。國家権力は、高家の出資する
 少額の巨額部門に於て、絶對的を決定する支配
 力を有するに至りてからである。

更に民族の不安の存立上を憂ふが、その限り、南
 部の領域にまで拡大する、ある。――放送事業、
 自動道路事業の如きが是れである。――将来
 は更に供給事業、即ち瓦斯、水道、電気事業に
 しても及ぶべきである。然らば如何なる程度まで
 その範囲を拡大する可きかは軽々に断定し得る
 いが、免れも、原則として民族の存在を確立し
 強化する方に必要なる場合にのみ、国家は領
 土の拡張の責任を負ふべきである。

YM原稿用紙

昭和二十一年

昭和二十一年四月五日
 東京府立第一高等学校
 経済学系
 昭和二十一年四月五日
 東京府立第一高等学校
 経済学系
 昭和二十一年四月五日
 東京府立第一高等学校
 経済学系
 昭和二十一年四月五日
 東京府立第一高等学校
 経済学系



目録と経緯

群馬県立図書館



0707201-0